

**第210回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制

(計算書類)

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

株式会社 百五銀行

当行の新株予約権等に関する事項

事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2011年7月25日 ③新株予約権の総数 158個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 15,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2011年7月26日から2041年7月25日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2012年7月26日 ③新株予約権の総数 162個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 16,200株 ⑤新株予約権の行使期間 2012年7月27日から2042年7月26日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2013年7月24日 ③新株予約権の総数 147個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,700株 ⑤新株予約権の行使期間 2013年7月25日から2043年7月24日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年7月31日 ③新株予約権の総数 146個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年8月1日から2044年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年7月30日 ③新株予約権の総数 126個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年7月31日から2045年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第6回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年7月27日 ③新株予約権の総数 186個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 18,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年7月28日から2046年7月27日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第7回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月27日 ③新株予約権の総数 201個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 20,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年7月28日から2047年7月27日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	3人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第8回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月30日 ③新株予約権の総数 164個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 16,400株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2048年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第9回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月30日 ③新株予約権の総数 245個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 24,500株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月31日から2049年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第10回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2020年7月31日 ③新株予約権の総数 320個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 32,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2050年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	3人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第11回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2021年7月30日 ③新株予約権の総数 461個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 46,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2021年7月31日から2051年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	4人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第12回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年7月28日 ③新株予約権の総数 520個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 52,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年7月29日から2052年7月28日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	4人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第13回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2023年7月28日 ③新株予約権の総数 530個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 53,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2023年7月29日から2053年7月28日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	6人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第14回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2024年7月30日 ③新株予約権の総数 306個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 30,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2024年7月31日から2054年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ⑦ マネー・ローンドリング・テロ資金供与および拡散金融に対しては、「マネー・ローンドリング・テロ資金供与および拡散金融対策ポリシー」において組織としての対応方針を明確にし、マネー・ローンドリング・テロ資金供与および拡散金融の防止を図る。

(2) 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

(3) リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。

- ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ A L Mリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

(4) 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

(5) グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

(7) 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等

オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
キ その他監査役が報告を求める事項

- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

（内部統制システムの運用状況の概要）

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取り締役に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

（1）コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回（定例4回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した年間監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

（2）リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を15回（定例12回、定例外3回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回（定例4回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ的確な対応の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みしました。

（3）職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を16回（定例12回、臨時4回）、経営会議を36回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

(4) グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第210期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	7,557	2	7,560
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	20,000	7,557	2	7,560

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,377	243,114	15,587	276,079	△ 2,527	301,111
当期変動額						
剰余金の配当			△ 3,962	△ 3,962		△ 3,962
当期純利益			17,511	17,511		17,511
別途積立金の積立		8,000	△ 8,000	—		—
自己株式の取得					△ 2,261	△ 2,261
自己株式の処分					0	0
土地再評価差額金の取崩			△ 7	△ 7		△ 7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	8,000	5,541	13,541	△ 2,261	11,279
当期末残高	17,377	251,114	21,128	289,620	△ 4,789	312,391

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	158,376	1,853	4,166	164,396	119	465,627
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,962
当期純利益						17,511
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△ 2,261
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						△ 7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△ 62,829	△ 117	△ 64	△ 63,011	18	△ 62,992
当期変動額合計	△ 62,829	△ 117	△ 64	△ 63,011	18	△ 51,712
当期末残高	95,546	1,736	4,102	101,385	137	413,914

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～50年
そ　　の　　他	4年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金の計上基準は、「重要な会計上の見積り」に記載しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。

また、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料、証券関連業務に係る手数料などが含まれます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

貸倒引当金の計上

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 25,757百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなくない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の5算定期間における平均値に基づく損失率と、より長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の5算定期間における平均値に基づく損失率と、過去の7算定期間の貸倒実績率とそれらを除く過去最も高い貸倒実績率の平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当行の経営者は、貸倒引当金の計上に当たって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は適切に計上されていると判断しております。しかしながら、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変化、担保価値の低下など、見積りに用いた前提条件の変動により、貸倒引当金の増額又は減額が必要となる可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 13,162百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計3,977百万円含まれております。
使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,351百万円
危険債権額	47,928百万円
三月以上延滞債権額	4百万円
貸出条件緩和債権額	7,733百万円
合計額	68,017百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,208百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	660,083百万円
担保資産に対応する債務	
預金	68,261百万円
債券貸借取引受入担保金	153,547百万円
借入金	460,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券959百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1,321百万円及び中央清算機関差入証拠金25,000百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,197,878百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,128,216百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1998年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,117百万円
8. 有形固定資産の減価償却累計額 36,641百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,539百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は23,490百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権総額 29,656百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 15,197百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	671百万円
役務取引等に係る収益総額	348百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	158百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	372百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	2,816百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社・ 子法人等	株式会社百五カード	所有 直接100.00%	役員の兼任	貸出金等の被保証	177,008	—	—
				保証料の支払	372	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当行の定める取引基準に基づいて取引を行っております。

取引条件の決定方針は一般取引と同様であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員の近親 者が議決権 の過半数を 所有してい る会社等	株式会社明和工務店	—	—	資金の貸付	平均残高 143 貸出金利息 1	貸出金	139

(注) 1 株式会社明和工務店は、監査役浦出雅人の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当行の定める取引基準に基づいて取引を行っております。

取引条件の決定方針は一般取引と同様であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	4,214	3,987	0	8,201	(注) 1,2
合計	4,214	3,987	0	8,201	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,987千株は、市場買付による増加3,986千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	13,155
関連法人等株式及び出資金	—

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式	237,049	49,146	187,902
	債 券	27,407	27,400	7
	国 債	—	—	—
	地 方 債	23,497	23,495	2
	短期社債	—	—	—
	社 債	3,910	3,905	5
	その他	249,912	242,193	7,719
	小 計	514,369	318,740	195,628
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式	2,982	3,406	△ 424
	債 券	784,364	831,109	△ 46,744
	国 債	121,073	138,453	△ 17,379
	地 方 債	431,895	448,724	△ 16,828
	短期社債	—	—	—
	社 債	231,396	243,931	△ 12,535
	その他	175,988	186,713	△ 10,724
	小 計	963,336	1,021,229	△ 57,893
合 計		1,477,705	1,339,970	137,735

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,836
組合出資金等	6,818

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	9,431	2,918	460
債 券	78,635	142	4,006
国 債	60,700	—	4,006
地 方 債	17,692	62	—
短期社債	—	—	—
社 債	243	80	—
その他	19,402	1,108	496
合 計	107,468	4,169	4,963

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、23百万円（うち、株式23百万円）であります。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式、債券及び投資信託については、期末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行体の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,514百万円
繰延ヘッジ損失	241
有価証券償却	803
その他	3,100
繰延税金資産小計	11,659
評価性引当額	△ 1,225
繰延税金資産合計	10,433
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 42,567
退職給付関係	△ 14,573
繰延ヘッジ利益	△ 1,024
繰延税金負債合計	△ 58,165
繰延税金資産（負債）の純額	△ 47,732百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.19%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.08%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は1,460百万円増加し、その他有価証券評価差額金は1,184百万円減少し、繰延ヘッジ損益は22百万円減少し、法人税等調整額は253百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は72百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,682円58銭
1株当たりの当期純利益金額	70円73銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	70円62銭

第210期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）**連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	10,384	284,735	△ 2,527	312,592
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,962		△ 3,962
親会社株主に帰属 する当期純利益			18,042		18,042
自己株式の取得				△ 2,261	△ 2,261
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△ 7		△ 7
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	0	14,072	△ 2,261	11,811
当期末残高	20,000	10,384	298,808	△ 4,789	324,403

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当期首残高	158,561	1,853	4,166	19,625	184,207
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属 する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△ 62,838	△ 117	△ 64	△ 10,279	△ 73,299
当期変動額合計	△ 62,838	△ 117	△ 64	△ 10,279	△ 73,299
当期末残高	95,723	1,736	4,102	9,346	110,908

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	119	496,919
当期変動額		
剰余金の配当		△ 3,962
親会社株主に帰属 する当期純利益		18,042
自己株式の取得		△ 2,261
自己株式の処分		0
土地再評価差額金の取崩		△ 7
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	18	△ 73,280
当期変動額合計	18	△ 61,469
当期末残高	137	435,449

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

百五ビジネスサービス株式会社

百五管理サービス株式会社

百五不動産調査株式会社

百五オフィスサービス株式会社

百五スタッフサービス株式会社

百五証券株式会社

株式会社百五カード

百五リース株式会社

株式会社百五総合研究所

百五コンピュータソフト株式会社

百五みらい投資株式会社

百五管理サービス株式会社は、2025年4月1日付で社名を百五ハートフルサービス株式会社に
変更しております。

百五コンピュータソフト株式会社は、2025年4月1日付で社名を株式会社百五デジタルソリュー
ションズに変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 6社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス

有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション

百五6次産業化投資事業有限責任組合

A I DMA 1号投資事業有限責任組合

A I DMA 2号投資事業有限責任組合

105東海みらいサーチ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称
会社名

HM holdings株式会社
株式会社ツリークライミングワールド
ゼノア環境装置株式会社
株式会社アサヒダイテック
ダイアトップ株式会社

投資事業等を営む非連結の子法人等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
百五6次産業化投資事業有限責任組合
A I DMA 1号投資事業有限責任組合
A I DMA 2号投資事業有限責任組合
105東海みらいサーチ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 11社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| 建　　物 | 15年～50年 |
| そ　　他 | 4年～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準は、「重要な会計上の見積り」に記載しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
連結される子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (9) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (12) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理。

また、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を連結貸借対照表上の「退職給付に係る負債」に計上しております。

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との取引に係る収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行及び連結される子会社は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行及び連結される子会社の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料、証券関連業務に係る手数料などが含まれます。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

貸倒引当金の計上

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 27,677百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の5算定期間における平均値に基づく損失率と、より長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率とを比較し、いずれが高い方を用いて算定しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の5算定期間における平均値に基づく損失率と、過去の7算定期間の貸倒実績率とそれらを除く過去最も高い貸倒実績率の平均値に基づく損失率とを比較し、いずれが高い方を用いて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、当行と同様の債務者区分を行い、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を、それ以外の債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

当行の経営者は、貸倒引当金の計上に当たって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は適切に計上されていると判断しております。しかしながら、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変化、担保価値の低下など、見積りに用いた前提条件の変動により、貸倒引当金の増額又は減額が必要となる可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）2,642百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計3,977百万円含まれております。
使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,248百万円
危険債権額	48,813百万円
三月以上延滞債権額	4百万円
貸出条件緩和債権額	7,741百万円
合計額	69,807百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,208百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	660,083百万円
担保資産に対応する債務	
預金	68,261百万円
債券貸借取引受入担保金	153,547百万円
借用金	460,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券959百万円及び現金預け金200百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,335百万円、中央清算機関差入証拠金25,000百万円及び金融商品等差入担保金5,549百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,192,037百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,122,375百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再 評 価 を 行 っ た 年 月 日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

8. 有形固定資産の減価償却累計額	2,117百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額	40,591百万円
	4,316百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は23,490百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,025百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損523百万円及び株式等償却23百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	254,119	—	—	254,119	
合計	254,119	—	—	254,119	
自己株式					
普通株式	4,214	3,987	0	8,201	(注)1,2
合計	4,214	3,987	0	8,201	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,987千株は、市場買付による増加3,986千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結 会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				137	
	合計		—				137	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,749百万円	7.00円	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	2,213百万円	9.00円	2024年9月30日	2024年12月10日
合計		3,962百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 2,951百万円
- ② 1株当たり配当額 12.00円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月24日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として金融サービスに係る事業を行っております。当行は、主に利息収入による収益獲得を目的として貸出金、有価証券及び買入金銭債権等による運用を行っているほか、一定の限度を設け、価格変動による収益獲得を目的として有価証券及び金銭の信託等による運用を行っております。また、資産の流動性を高めるため、現金預け金を保有し、コールローン等の短期市場における資金運用等を行っております。これらの運用原資は、そのほとんどを預金及び譲渡性預金により調達しておりますが、A L M（資産・負債の総合管理）の観点から、必要に応じてコールマネー及び借入金等の調達手段も利用しております。

また、当行は、顧客のリスク回避（ヘッジ）ニーズに応えるため、あるいは当行自身のA L Mに活用するためにデリバティブ取引を利用しております。その他、一定の限度を設け、売買等による収益獲得を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

なお、当行の連結される子会社には、金融商品取引業務を行っている子会社、クレジットカード業務を行っている子会社、リース業務を行っている子会社及びファンドの組成・運営業務を行っている子会社があり、各社の業務内容に応じてリース債権及びリース投資資産、割賦債権、会員未収金、出資金、現金預け金等の金融資産を保有しており、また一部の連結される子会社では借入金による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として当行営業地域内の法人及び個人顧客等に対する貸出金、国内外の債券及び株式等の有価証券等であります。債券については、国債、地方債のほか、政府関係機関債、信用力が高い金融機関、事業法人及び外国政府等が発行する各種債券、金銭債権・不動産等を裏付資産とする証券化商品等を保有しております。また、買入金銭債権として、有価証券に準じる信託受益権、顧客から買取った金銭債権等を保有しております。これらに加え、日本銀行等に対する預け金、金融機関に対するコールローン等、連結される子会社の事業に伴うリース債権及びリース投資資産等を保有しております。これらは貸出先又は発行体等の信用リスクに晒されており、またそのうち固定金利のものは金利変動により実質価値が変動するリスクに、市場価格がある有価証券等は市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は、そのほとんどが当行営業地域内の顧客から受け入れたものであり、満期の定めのない流動性預金及び残存期間1年以内の固定性預金等、期間が短いものが高い割合を占めております。コールマネー等の短期調達手段は、主に円貨及び外貨の資金ポジションの調整等を目的としたものであります。

金融資産及び金融負債を総合的に捉えたときに、資産と負債の間に金利更改期間、資金決済期間又は取引通貨等に差異があることに起因し、金利あるいは為替相場等の変動により、資産・負債の実質価値又は資金利鞘に変動が生じ、損失を被るリスクがあります。また、資産の流動性が短期的に著しく損なわれる事態が発生した場合には、これを補うために費用負担を伴う追加資金調達あるいは意図せざる価格での資産売却等を余儀なくされるリスクがあります。

デリバティブ取引については、金利関連では主に金利スワップ取引、通貨関連では主に通貨スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。これらは主に当行自身が市場リスクを回避（ヘッジ）する目的で、あるいは対顧客取引及びそのカバー取引等として利用しており、デリバティブ取引全体の大半を占めております。その他に、株式先物取引、債券先物取引及び債券店頭オプション取引等について、売買等による収益獲得又はリスクのヘッジを目的として利用しております。取引に伴うリスクについては、大部分がヘッジ目的の取引又はカバー付の取引であること、契約の相手方はいずれも信用力の高い金融機関及び事業法人等であることから、市場リスク及び信用リスクはともに限定されております。なお、当行ではレバレッジ効果の著しい取引（対象物の価格変動に対して時価の変動率が大きい特殊な取引）は行っておりません。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象は債券及び貸出金等であり、ヘッジ手段は金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。ヘッジ方針については、当行では内部規定に基づきヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ比率を年度ごとに決定のうえ毎月見直しの必要性を判断しており、連結される子会社でもその都度決定しております。ヘッジの有効性評価については、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）等に定められた方法により確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの顕在化に伴う多額の損失を回避し、信用リスクを自己資本対比で許容可能な範囲内にコントロールすることにより当行グループ全体の資産の健全性を維持することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、信用リスクを管理しております。当行では、信用リスクを含めた各種リスクの状況は、「ALMリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「与信集中リスク」を含め、信用リスクをV a R (Value at Risk: 予想最大損失額) により計量化しており、リスク量を限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

信用リスクの管理にあたっては、貸出金については営業推進部門から独立した貸出審査部門が厳正に審査・管理を行い、市場取引については市場リスク管理部署（ミドルオフィス）が日々管理を行う体制としております。また、他部門から独立したリスク管理部門に信用リスク管理部署を設置し、相互牽制機能を確保しております。

また、貸出先や個別案件の信用リスクを統一的な尺度により評価する信用格付制度を整備し、信用度を勘案した融資取組方針の策定や貸出金利の設定に活用しております。与信ポートフォリオの運営にあたっては、融資の基本方針を「百五銀行クレジットポリシー」に定め、特定の企業や企業グループに貸出が集中しないよう管理するとともに、業種別・地域別・信用格付別・与信額階層別などの分布状況を把握し、与信の分散に努めております。

なお、業況が悪化するなどの問題先に対しては、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

連結される子会社についても、諸規定を整備して各社において信用リスクを管理しているほか、当行の信用リスク管理部署においてグループ全体の信用リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、信用リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場変動が経営に与える影響を的確に把握・評価するとともに、適切なポートフォリオ運営を行い、経営体力に照らして適正な水準にリスクを制御しつつ、収益を安定的に確保することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、市場リスクを管理しております。当行では、市場リスクを含めた各種リスクの状況は、「ALMリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「銀行勘定の金利リスク」を含め、各種の市場リスクをV a R 等により計量化しており、リスク量をそれぞれのリスクに設定した限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

市場取引に係る市場リスクについては、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離しているほか、他部門から独立したリスク管理部門に市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。また、取引の状況、時価及びリスク量を日次で計測・管理しているほか、市場情報や価格変動等を監視し、状況に応じて適時に管理態勢を強化するなど、不測の損失を被るリスクの低減を図っております。これに加え、売買等による収益獲得を目的とした取引については、ポジション限度枠、ロスカットルール及び損失累計限度額等を設けるなど、投資対象の特性に応じた管理態勢を整備し、そのもとで厳格な管理を行うことを通じ、損失を被るリスクを限定しております。

また、預貸金等を含めた当行全体の金融資産及び金融負債に関する市場リスクについて、A L Mの観点から管理しております。なお、外貨建外債等による運用、外貨預金等による調達等の外貨建商品に係る為替相場の変動リスクは、コールマネー等による調達のほか、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。

連結される子会社についても、諸規定を整備して各社において市場リスクを管理しているほか、当行の市場リスク管理部署においてグループ全体の市場リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、市場リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、運用・調達の状況及び市場動向を的確に把握し、安定的な資金繰りを行うとともに、流動性危機にも適切に対応し得る態勢を整備することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、流動性リスクを管理しております。

当行では、流動性リスクを含めた各種リスクの状況は、「A L Mリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。資金繰りについては、円貨・外貨のそれぞれについて日々の状況及びその見通しを適切に把握・管理しております。また、市場からの調達可能額を定期的に把握するとともに、それに基づいた調達上限額を設け適宜見直しを行うなど、不測の事態への対応策をあらかじめ定めることにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,369	2,369
商品有価証券	53	31	—	85
金銭の信託（運用目的）	—	1,000	—	1,000
有価証券	456,354	982,339	37,153	1,475,847
その他有価証券	456,354	982,339	37,153	1,475,847
国債	121,073	—	—	121,073
地方債	—	455,392	—	455,392
社債	—	212,094	23,212	235,306
株式	240,543	—	—	240,543
その他	94,738	314,852	13,941	423,531
資産計	456,408	983,371	39,523	1,479,302
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引（*1）（*2）	—	△ 498	△ 0	△ 498
金利関連取引	—	2,853	—	2,853
通貨関連取引	—	△ 3,351	△ 0	△ 3,351
その他	—	—	△ 0	△ 0

（*1）連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に、金融派生商品（資産）11,452百万円、金融派生商品（負債）11,950百万円をそれぞれ計上しております。

(※ 2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△4,880百万円であります。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
買入金銭債権 (※)	—	—	665	665	665	—
貸出金 (※)	—	110,091	4,888,172	4,998,264	5,026,110	△ 27,846
資産計	—	110,091	4,888,838	4,998,929	5,026,776	△ 27,846
預金	—	5,975,419	—	5,975,419	5,977,719	△ 2,300
譲渡性預金	—	166,115	—	166,115	166,115	—
借入金	—	456,968	—	456,968	470,054	△ 13,086
負債計	—	6,598,502	—	6,598,502	6,613,889	△ 15,386

(※) 貸出金及び買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、外部業者（ブローカー等）より入手した価額を市場公表指標、期限前償還率等との整合分析を踏まえ時価としております。顧客から買取った金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル 3 に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 に分類しております。主に、上場株式、上場投資信託や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 に分類しております。主に、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 に分類しております。私募債は、元利金の合計額を、市場金利に内部格付に基づく信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル 3 に分類しております。一部の円建外債は、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者（ブローカー等）より入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

金銭の信託

有価証券運用を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金（クレジットデリバティブを内包する貸出金を除く）については、その種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものと及び変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対するものについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸出金の帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した価額に近似しているため、当該価額を時価としております。これらについては、レベル3に分類しております。

クレジットデリバティブを内包する貸出金については、主なインプットとしてクレジット・デフォルト・スワップから観察されたスプレッド及び市場金利等を用いて時価を算定しております。これらについては、レベル2に分類しております。

なお、連結される子会社の貸出金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

負債

預金、及び 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。定期預金及び譲渡性預金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに将来の元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち預入期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

借入金

借入金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

なお、連結される子会社の借入金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブ取引は公表された相場価格が存在しないため、金利、外国為替相場、ボラティリティ等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。観察可能インプットのみを用いているもの、または観察できないインプットの影響が重要でないものについては、レベル2に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 其他有価証券 社債（私募債）	割引現在価値法	信用スプレッド	0.215%-1.07%	0.415%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	5,060	—	△ 9	△ 2,682	—	—	2,369	—
有価証券								
其他有価証券								
社債（私募債）	25,560	80	△ 135	△ 2,292	—	—	23,212	—
その他	18,928	—	12	△ 5,000	—	—	13,941	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、財務部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、評価部門又は取引部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期財務部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	1,864
② 組合出資金等（＊３）	9,453

(＊１) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊２) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(＊３) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株 式	237,560	49,267	188,292
	債 券	27,407	27,400	7
	国 債	—	—	—
	地 方 債	23,497	23,495	2
	短期社債	—	—	—
	社 債	3,910	3,905	5
	その他	249,912	242,193	7,719
	小 計	514,880	318,861	196,019
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株 式	2,982	3,406	△ 424
	債 券	784,364	831,109	△ 46,744
	国 債	121,073	138,453	△ 17,379
	地 方 債	431,895	448,724	△ 16,828
	短期社債	—	—	—
	社 債	231,396	243,931	△ 12,535
	その他	175,988	186,713	△ 10,724
	小 計	963,336	1,021,229	△ 57,893
合 計		1,478,217	1,340,091	138,125

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株 式	9,431	2,918	460
債 券	78,635	142	4,006
国 債	60,700	—	4,006
地 方 債	17,692	62	—
短期社債	—	—	—
社 債	243	80	—
その他	19,402	1,108	496
合 計	107,468	4,169	4,963

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、23百万円（うち、株式23百万円）であります。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式、債券及び投資信託については、連結会計年度末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行体の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があるものと認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 18百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 13名	当行の取締役 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	当行普通株式 91,600株	当行普通株式 94,000株	当行普通株式 71,700株
付与日	2011年7月25日	2012年7月26日	2013年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2011年7月26日～ 2041年7月25日	2012年7月27日～ 2042年7月26日	2013年7月25日～ 2043年7月24日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	当行普通株式 71,200株	当行普通株式 48,100株	当行普通株式 71,400株
付与日	2014年7月31日	2015年7月30日	2016年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年8月1日～ 2044年7月31日	2015年7月31日～ 2045年7月30日	2016年7月28日～ 2046年7月27日

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	当行普通株式 62,800株	当行普通株式 43,800株	当行普通株式 61,700株
付与日	2017年7月27日	2018年7月30日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2017年7月28日～ 2047年7月27日	2018年7月31日～ 2048年7月30日	2019年7月31日～ 2049年7月30日

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	当行普通株式 54,100株	当行普通株式 62,300株	当行普通株式 66,800株
付与日	2020年7月31日	2021年7月30日	2022年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2020年8月1日～ 2050年7月31日	2021年7月31日～ 2051年7月30日	2022年7月29日～ 2052年7月28日

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	当行普通株式 53,000株	当行普通株式 30,600株
付与日	2023年7月28日	2024年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2023年7月29日～ 2053年7月28日	2024年7月31日～ 2054年7月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	15,800株	16,200株	14,700株	14,600株	12,600株	18,600株	20,100株
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	15,800株	16,200株	14,700株	14,600株	12,600株	18,600株	20,100株

	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	30,600株
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	30,600株
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	16,400株	24,500株	32,000株	46,100株	52,000株	53,000株	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	30,600株
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	16,400株	24,500株	32,000株	46,100株	52,000株	53,000株	30,600株

② 単価情報

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	302円	300円	404円	396円	578円	377円	433円

	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	480円	303円	293円	267円	294円	424円	606円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	2024年ストック・オプション
株価変動性（注1）	24.75%
予想残存期間（注2）	2.92年
予想配当（注3）	15円／株
無リスク利子率（注4）	0.40%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間（2021年8月から2024年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2 予想残存期間は、在任取締役ごとに、ストック・オプション割当日から過去10年間に退任した役付取締役及び執行役員兼務取締役の退任時年齢の平均を越えて最初に到来する改選時期までの期間を算出し、その平均値としております。なお、過去の退任時年齢の平均を現在年齢が上回っている在任取締役については、ストック・オプション割当日から次の改選時期までの期間を使用しております。

3 2024年3月期の配当実績であります。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.19%から、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.08%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は11百万円増加し、繰延税金負債は1,581百万円増加し、その他有価証券評価差額金は1,187百万円減少し、繰延ヘッジ損益は22百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は120百万円減少し、法人税等調整額は238百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は72百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金業務	1,902	—	1,902	231	2,134
貸出業務	4,198	—	4,198	—	4,198
為替業務	3,132	—	3,132	—	3,132
証券関連業務	1,531	—	1,531	1,544	3,075
代理業務	253	—	253	—	253
保護預り・貸金庫業務	124	—	124	—	124
保険販売業務	1,028	—	1,028	—	1,028
その他	3,386	—	3,386	2,019	5,405
顧客との契約から生じる経常収益	15,558	—	15,558	3,795	19,354
上記以外の経常収益	87,194	16,568	103,763	1,374	105,137
外部顧客に対する経常収益	102,753	16,568	119,322	5,169	124,491

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項(14)収益及び費用の計上基準②顧客との取引に係る収益の計上方法」に記載しているため、省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,770円15銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	72円87銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	72円77銭